

リンカン司教グロステストの修道院巡察

朝 治 啓 三

はじめに

1235年6月にリンカン司教として聖別されたロバート・グロステストは、同年後半から司教区内の修道院を巡察し、修道会の戒律に背く事例が見いだされた場合や、不適当な経理措置があるとみなされた場合、更には非道徳的な俗人との関わりが発見された場合などには、院長を解任するなど、それまでの司教には見られなかった厳格な措置を執った。グロステストと同時代の複数の司教や大司教たちも修道院巡察を敢行した。巡察を受けた修道院の側からみた司教巡察の厳格さを非難する声明が、年代記などに記録されている。修道士は国王や諸侯に訴えて、巡察を非難した。教皇は一貫して司教の巡察を支持した。13世紀前半のイングランドに見られたこのような巡察の実施の歴史的意義は何か。

司教巡察については長い研究史があり、その一部についてすでに紹介した¹⁾。網羅的で詳細なチーニーの研究は古典的といえるものであるが、巡察事例を個別に分析したものではなく、修道会それぞれの特質、司教それぞれで異なる厳格さ、地域ごとの実施度の偏差などについて、一般的傾向を把握することに重点を置いて書かれている。グロステストの巡察について詳述したスティヴンソンは、13世紀前半における修道院内の修道士の生活の世俗化をグロステストラの改革派の司教が憂い、綱紀肅正を目的に巡察を厳格に実施したとみなしているが、グロステストの個人的改革精神を強調するだけで、その精神がなぜこの時期のイングランドに生じたのかを説明していない。他方アムブラーは、グロステストが国王の政治に反抗して、国政改革の構想を改革派諸侯に吹き込んだとの想定の下に、司教の神学の現実離れを強調する。そこにはグロステスト神

学の厳格さと国政改革構想との歴史的関連性についての論理的説明は見られない²⁾。

本稿では、司教の登録簿 episcopal rolls の中に、巡察時に見いだされた修道院内の不行跡を司教が追求し、修道院長や修道士の解任や追放に至った事例を見つけ、個々の事例を歴史的状況の中で検討して、13世紀前半イングランドにおける司教巡察と修道院改革の歴史的意義を探ろうとする。

第1節 グロステストによって解任された修道院長（ダンスタブル年代記の記録）

1235年後半から司教区内の修道院を巡察し始めたグロステストが、その巡察結果に基づいて、大修道院長7名と小修道院長4名を解任したことを、ダンスタブル年代記が伝えている³⁾。その修道院名は Leicester, Owston, Thornton, Notley, Bourne, Dorchester, Missenden の大修道院と、St. Friedeswide's, Cold Norton, Bradwell, de la Laund の小修道院である⁴⁾。これらの事例を個別に司教登録簿の中に探し出して、解任理由を解明しよう。サザンによれば、グロステストが司教就任後最初の年度に巡察したのは、リンカン、レスタ、オクスフォード、バキングムの4大助祭区 archdeaconries であったようで、11の修道院はベネディクト派の de la Laund 以外は、すべてアウグスティヌス派律修参事会に属す修道院であった⁵⁾。ここではリンカン大助祭区の Thornton 大修道院から順に11院の巡察、解任の事例を検討する。

(一) ソーントン大修道院（リンカン大助祭区）

ダンスタブル年代記には1235年の巡察によって修道院長が解任された修道院として Thornton Abbey が挙げられているが、グロステストの司教登録簿には、1235～6年の巡察時の当該修道院の院長解任を示す記録は見当たらない。『修道院長一覧』 *Heads of the Religious Houses* (HRH, hereafter), ii では1235年当時の院長名として Geoffrey de Holme が挙げられているが、彼がグロステストによって解任されたとは書かれていない⁶⁾。年代記作者による事実確認の

不備か、それとも事実はあったが、何らかの事情で記録されなかったのかは不明であるが、当院が司教座大聖堂があるリンカン大助祭区内の修道院であるにも拘らず、グロステスト巡察の厳しさを強調する⁷⁾根拠となる事実を確認できない。

(二) ボーン大修道院（リンカン）

リンカン大助祭区巡察簿の第2葉の裏面にボーン大修道院の院長解任の記事が掲載されている。

修道士 Walter de Ripton はハンティンドン修道院のワイン庫係 cellarer であったが、ボーン大修道院の修道士会により院長として選出され、カノンに基づいて canonice 叙任された⁸⁾。前院長 Everard の辞任に伴う措置である。選出許可は Hugh Wac から得られている。リンカン大助祭により聖職禄宛行された⁹⁾。

これはグロステスト司教第2年度目すなわち1236年の記事として記載されているので、1235年の巡察の結果の人事に該当するが、HRH のリストでは、Walter は1236年6月から1237年6月までに叙任されたとある。彼の後継者である Robert of Hacey は、彼の氏名不明の前任者の死により、「1247年に叙任されたが、すぐに辞任して」、その後任人事権はリンカン司教の手中に入ったと記録されている¹⁰⁾。とすれば、この司教登録簿に記録されている Walter と、院長名リストの次にある Robert との間に、別の院長がいた可能性がある。Everard の辞任理由は書かれていない。

(三) レスタ大修道院（レスタ）

司教登録簿によれば次のように記録されている。

レスタ大修道院。修道士アラン・ド・チェスタム Alan de Chestreham は St. Mary de Pratis Leicester 修道院のカノンであるが、全員によってレスタ大修道院の院長として認められた。その職は前院長であったマシユウ Mathias Bray が退任したために空席であった。(新院長を) 選出する許可を予め請願し国王から与えられていた。聖職禄宛行はレスタ大助祭によっ

て（行われるよう命じられた）¹¹⁾。（カッコ内筆者。以下同）

ここには前院長の退任理由は書かれていない。グロステストが辞めさせたと書かれてはいない。推挙権者は国王であったようだが、国王自身が院長候補者を推挙したのではなく、修道士会が推挙権者から許可を得て選挙したと読める¹²⁾。

レスタ大修道院へ1236年にシモン・ド・モンフォールが、土地を寄進した文書が残されている¹³⁾。アウグスティヌス派律修参事会系修道院である当院は、1148年にレスタシア各地の教区教会の収入を受領する権利 appropriation（聖職禄専有）を、教皇から得た¹⁴⁾。

（四）アウストン大修道院（レスタ）

司教登録簿によれば、当院の院長交代については次のように記されている。

修道士 Richard (de Watlington) は Osney 修道院の先唱者であったが、司教猥下はかの大修道院の修道士会へ、その大修道院長として、ラテラン公会議の権威に基づいて与えた。その位 *ecclesia* は前院長であった Peter de Bocland の辞任 *resignationem* により空席となっており *vacante*、かの院の修道士会は彼を選出する許可を国王陛下に請うて得ていたが、ラテラン公会議決議に反して Peter を選出していたので。司教は Richard をその修道院の院長としてカノンに基づいて叙任した。そしてかの地の大助祭に彼の聖職禄宛行が行われるように命じられた¹⁵⁾。

院長としての叙任は、「司教が修道院へ院長候補を与えた *dedit*」ことによって開始されたことが分かるので、推挙権を司教が行使したと解すことが出来る。その後、司教がその候補者を院長として叙任する、という手続きが取られている。ここでは前院長の解任理由が、「ラテラン公会議決議に反して選出が行われた」ことであると述べられている。おそらく巡察時にグロステストが規定違反を咎めたのであろう、その院長はしかしグロステストに反抗して居座るのではなく、辞任したとある。

修道院長の選出に関するラテラン公会議の規定は、シトー派の内部巡察につ

いては第12が、その他の会派については第23, 24, 25, 26, 30が該当する¹⁶⁾。世俗権力の介入を通して為された選挙を無効とし、選挙された人物が倫理規定違反行為をおかす場合にも無効とされる。上記の Peter de Bocland の選出がどの規定の違反なのかは書かれていない。（この諸規定についての考察は後述。）

この修道院も教区教会の聖職禄専有を数多く保有している¹⁷⁾。

(五) ランド小修道院（レスタ）

ランド小修道院の院長解任に関する記載は司教登録簿には記録されていない¹⁸⁾。HRH のリストでも氏名不明の院長が解任されたとのメモのみである¹⁹⁾。しかしランドの修道院長と修道士会は多くの教区教会の聖職禄専有の権利を保有している。

(六) ドーチェスタ大修道院（オクスフォード）

司教登録簿には1236年巡察に伴うドーチェスタ大修道院長交代の記載はない。HRH のリストでも院長名は不明である²⁰⁾。

(七) コールド・ノートン小修道院（オクスフォード）

グロステストの司教登録簿によれば、司教年第1年目の記載の中に次の項目がある。

ウォルタ・ド・ウィルトンはかつてダンスタブル修道院のサブ・セララー（ワイン庫係）であったが、司教猥下はノートン小修道院のカノン（アウグスティヌス派律修参事会修道士）たちに院長候補として与えていた dedit。オズニ大修道院のカノンであった William de Berton が、不正な選挙によって選ばれたので。推挙されていたウォルタは同院の院長として認められた *admissus est*。そしてオクスフォード大助祭に（聖職禄宛行を行うよう）命じられた。推挙者の今後の権利は保持される²¹⁾。

司教が修道院長の候補者を推挙していたが、修道士会が不正な選出によって、別人を選出したことに不満を示し、修道院のカノンたちに別の候補者を司教が推薦し、その人物を司教が叙任するという形式を採ったことが分かる。今回は司教が推挙したが、推挙権者は別に存在していた。しかしその氏名は書か

れておらず、今回の選出には関わってはいないことも示唆されている。推挙権者は今回は自己の権限を行使し得なかったが、権利そのものは今後も維持されると追記されている。司教が推挙権を行使した場合でも、推挙権者の権利は損なわれないという確認とみなせる。グロステスト神学に基づく俗権観においては、教権と俗権が二項対立図式で位置づけられていたのではないことを示している。

司教が不満な理由は選出の仕方である。不正な選挙とは何か、何が不正なのか、巡察とどのような関係があるのかは記載がない。他の事例と並べて見れば、「不正に」とは、ラテラン公会議決議への違反とみなせる。

(八) セイント・フリーデスウィーダ小修道院（オクスフォード）

司教登録簿によれば次の記載を確認できる。

修道士ウィリアム・ド・グロスタはそれまでダンスタブル小修道院のセララーであったが、司教宛下は彼に公会議の権威により、オクスフォードのセイント・フリーデスウィーダ小修道院の院長職をもたらした。その職は前院長 Elias Scotus の廃位 *depositionem* によって空席となっていた。修道士会が選出許可を国王から得ていたが、ラテラン公会議決議に違反して Elias を院長として認められるよう選出していた故にである。ウィリアムはその修道院の院長へと認められた *admissus est*。大助祭に（聖職祿宛行の手続きが）命じられた²²⁾。

この事例でも司教が候補者を推挙していたことが分かる。小修道院の修道士会がラテラン決議に違反して選出したことが、グロステストがその人物を忌避する理由であったと書かれている。推挙権者である国王の介入が理由とは書かれていない。辞めさせられたと書かれている Elias は 2 代前の院長でもあり、彼の次の院長 Walter de Crokesby は 1235 年に選出されていたが不適任とみなされて、実務に就かなかったのであろう²³⁾。司教登録簿では Walter の名は記されていない。Elias が再任される可能性もあり得たから、それを抑止することがグロステストの目的であったのかもしれない。グロステストが彼を忌避す

る理由は、スティヴンソンによれば、不道德の故とみなされている²⁴⁾。俗人推挙権者の権利を差し置いて、司教が公会議決議を根拠にして、院長候補者を推挙し得る事例とみなし得る事例であろうか。

この修道院の院長解任に関するダンスタブル修道院年代記の編者の注記は間違っているとの指摘が²⁵⁾、*HRH*の編者 David Smith によって提示されている。1236年にグロステストの巡察によって解任された院長名は、ダンスタブル年代記が伝える Elias Scotus ではない、というのがその編者の主張である。根拠は開封勅状摘録²⁵⁾の記録であり、年代記よりも公証力が強い。William の前任者は編者によれば Gilbert, subdeacon of St. Friedewide's である。

この人物を非難する教皇から教皇特使への教書に拠れば、グロステストがこの人物 Gilbert を不適格者として非難したところ、Bolton 小修道院長とその裁判官がグロステストを非難して140^リの罰金を科したので、教皇がその判決を覆し、院長と裁判官とを職務停止とし、教皇庁へと召喚したと記している²⁶⁾。修道院長やその裁判官が、司教の推挙権や叙任権を非難したり罰金を科したりすることは出来ないことを、教皇が確認したと読める。グロステストは候補者の司牧能力を重視している。

(九) ノトリ大修道院（バキンガム）

ノトリ大修道院の新院長叙任に関する司教登録簿の記載は次のとおりである。

Henry de Sancta Fide は以前 Notley 小修道院の院長であったが、ノトリ大修道院の前院長であった John の退任によって空位となっていた大修道院長の候補として、ラテラン公会議の権威に基づき司教が与えていたが、カノン法に基づいて叙任された。修道士会は選出許可をバムブルック伯から得て Walter de Augens を、ラテラン公会議の決議に反して選出していた。聖職禄宛行手続きがバキンガム大助祭に命じられた²⁷⁾。

二人の院長候補（John と Walter）がグロステストによって忌避されたことになる。前院長が解任された結果、新院長が叙任されたのではなく、新院長の選出の仕方が公会議決議に反するからという理由で、被選出者をグロステスト

が忌避した。司教が Henry を新院長として叙任する際に、ラテラン公会議の權威を背景とするとわざわざ書かれているにも拘らず、新院長選出時には当該修道院の修道士会による選出があったとは書かれていない。

この大修道院は司教在位第17年目（1252年）には、推挙権者がシモン・ド・モンフォールに変わっている。おそらくシモンの妻エレアノール（イリナ）の亡くなった最初の結婚相手（ペムブルック伯）の権利を、現夫であるシモンが妻を通して引き継いだのであろう²⁸⁾。忌避された Walter についての情報はこの箇所以外には無い。

(十) ミッセンデン大修道院（バキンガム）

司教登録簿によればミッセンデン大修道院の院長叙任は次のように語られている。

修道士ロバートはミッセンデン大修道院のカノンであるが、前院長 Martin の辞任により空席となっていたあと、選出許可を Joanna de Saunford 夫人から取得していた同修道院の修道士会によって院長として選出されて、同院における小修道院長としてカノンに基づいて叙任された。バキンガム大助祭により聖職祿宛行手続き²⁹⁾。

ダンスタブル年代記では院長名は記されていないが、Hoskin 版や HRH では特定されている。前院長の辞任理由は記されていない。新院長を司教が叙任したとは書かれていない。ところがこの新院長ロバートは1241年には退任している³⁰⁾。

Roger de Eylesbir' は Missenden 大修道院のカノンであるが、Joanna de Saunford 夫人から選出許可を得て、同院の修道士会が選び、司教が彼を大修道院の院長として叙任した。前院長ロバートは修道院において選ばれたが修道士全員が合意したので、辞任して空席になっていた。バキンガムの大助祭の役人 Symon 師に（手続きが）命じられた³¹⁾。

1236年、1241年ともに、グロステストによる忌避が院長辞任の原因ではなさそうである。辞任の理由は司教の圧力とは書かれず、修道士全員の合意である

と書かれている。1236年には修道院の修道士会が選出したが司教による叙任とは書かれず、1241年には司教が叙任したと書かれている。グロステストは修道士による選出があったとしても、司教による叙任を重視していたのか³²⁾。

(土) ブラッドウェル小修道院（バキングム）

司教登録簿によれば1236年のブラッドウェル小修道院での小修道院長解任は次のように行われた。

Simon of Kantia はピーターバラ Burgo Sancte Petri 修道院の聖具室係であったが、司教宛下は公会議の権威を以て、彼をその地のブラッドウェル小修道院に院長として与えた *dedit*。その地の前院長リチャードが退任していたからである。その地の修道士たちは、選ぶ許可を William filio Hamon から得ていたが、ラテラン公会議の決定に違反してリチャードをその修道院へと選んでいた。Simon はカノンに基づいて叙任式が挙行された *institutus*。そしてバキングム大助祭に命じられた（以下略³³⁾。

新院長の推挙はカノン法の権威に基づいて司教が行ったことが明記されている。選出は当該小修道院の修道士会が行っていたが、司教がその人物リチャードを忌避した。選出の仕方がラテラン公会議決議に違反していたからである。司教の叙任権限はカノン法の権威に基づくことと記されている。

ダンスタブル年代記が、1236年の司教グロステスト最初の修道院巡察で行った修道院長解任の11の事例、として伝えている記録を検討した結果、判明した特徴を短く列挙しておく。解任したという記録が司教登録簿に見いだせない事例が3件ある（ソーントンとドーチェスタとランド）。そのうち他の史料を調べても院長名が判明しない事例はソーントンのみである。ダンスタブル年代記が事実誤認したとは言い切れないが³⁴⁾、新史料によって確認されるまでは事実の有無を判定し得ない。解任された院長名は判明するが、解任理由が判明しない事例は、レスタ、ボーン、ミッセンデンの3例である。その他の事例では解任理由は、「ラテラン公会議決議に違反して」或いは「不正な選挙によって」、

「カノンに違反して」選出された故に、と記録されている。

推挙権を修道士会が行使し、司教がその結果を追認する場合と、司教がその結果を否認して、自ら推挙する場合とが見られる。忌避の理由は、選出の仕方がラテラン公会議決議に違反しているという内容である。新院長の叙任を司教が行ったと明示される場合と、手続きに基づいて行われたと記される場合とが併存する。忌避された院長候補者がグロステストに反抗した例は見られないが、別の修道院長がグロステストの決定を不満として罰金を科す例が見られる。教皇が司教を支持して、不満者を処罰した。叙任の手続きの正当性は、カノン法に従って行われたことにあると明記されている。

新院長候補を司教が推挙した事例は、アウストン大修道院（オズニの先唱者）、ノトリ大修道院（ノトリの小修道院長）、コールド・ノートン小修道院（ダNSTABULのサブセララー）、ブラッドウェル小修道院（ピーターバラの聖具室係）、セイント・フリーデスヴィーダ小修道院（ダNSTABULのセララー）の5例、修道士会が選挙した結果を司教が叙任した例では、レスタ大修道院（セイント・メアリ・オブ・プラティス小修道院のカノン、すなわちアウグスティヌス派律修参事会系修道院の修道士）、ボーン（セイント・メアリ・オブ・ハンティンドン）のセララー、の3例である。いずれも院長としての叙任はカノン法に基づいて司教が行った。同じ修道院内部からの「昇進」にあたる例は、ノトリ大修道院の場合だけで、他はすべて他院の役職経験者が移動してきた。推挙者不明のドーチェスタ大修道院の場合には、グロステスト書簡に基づけば、新院長はオズニのカノンであった Richard が、おそらく司教によって推挙された。

修道士会が後任の院長を選出する権利を与え得る権限を持つのは俗人領主（国王、諸侯、騎士）であるが、ここで取り上げた事例では、彼らが修道士会に選出権を与えなかった例は存在しない。司教が推挙権を行使した場合にも、同様である。世俗権力者による聖界人事への積極的介入は司教登録簿には見当たらない。

ダンスタブル修道院年代記が1235～36年のグロステストの巡察に基づいて、解任された修道院長11名に関する、司教登録簿に記された事例とその補足情報は以上である。しかしこれら以外にもグロステストが修道院を巡察し、修道院長の解任や新任を行い、修道院内部の紛争の解決に取り組み、修道院長のグロステストに対して反抗した例などが登録簿に記録されている。次にそれらの事例を見よう。

第2節 その後の司教巡察による解任と補任

グロステストは在位初年度以降1253年の死の年に至るまで何度も司教区を巡察した。その記録は司教登録簿にも表れる。例えば、1239-40年にはハーフォード大助祭区の修道院に対する巡察を前もって宣言した。マシュー・パリスによれば、修道院長たちが抗議したが、教皇は司教の巡察権を確認した³⁵⁾。リヨンの教皇庁から帰英したのち、1251年にはラムジー大修道院へも巡察を予告した³⁶⁾。フランスの Fleury 修道院の子院 Minting 修道院 Priory に対しても、また Godstow の女子修道院 abbey に対しても巡察した³⁷⁾。

ダンスタブル小修道院への巡察に関して2件の記録が同修道院の年代記に残る。1240年、司教登録簿によれば、「修道士 Galfridus de Barthon はダンスタブル修道院のカノンであったが、同院の院長 Ricardus の死に伴い空席となっていたので、修道士会が選出許可を国王陛下から得て、すべての準備が整っていたので cum omnia essent in expeditio, 同院の院長へと認められた。前院長リチャードの死によって空席となっていたからである。大助祭長またはその役人によって聖職禄宛行がなされるように命じられた。」³⁸⁾ この巡察の際、グロステストは巡察対象の修道士全員に宣誓を求めた。しかしそのうちの一人 Walter de Gledley は宣誓せず、ダンスタブルを去り、免属修道院であるシトー派の Woburn 修道院へと移った³⁹⁾。年代記作者自身が「宣誓を逃れるため」と書いているので、Walter にはグロステストによる糾問の対象となるべき咎の自覚があったものと思われる。院長が解任されたわけではないので、司

教登録簿にはこの逃亡は記録されていない。

1249年には7月25日に司教がダNSTAブル修道院を巡察し、修道士 Henricus de Bilenda が、司教の面前で自己の正当化を為し得ず、司教の権威を畏れて、次の安息日におとなしく退去した。そして次の聖母マリア生誕日（9月8日）にシトー派の Merivale 修道院 Abbey (Warw.) へと入所した⁴⁰⁾。巡察されただけで自主的に退所する修道士には、咎めを受ける自覚があったのであろう。

ダNSTAブルの修道士ではないが、同院の院長が司教巡察を畏れていたことを示す事例も同院の年代記に記録されている。1249年、ダNSTAブルと同じくベドフォード大助祭区にある Caldwell Priory の院長 Eudo は、同修道院の修道士会から、経理の不正について追及されていた。司教が8月2日に巡察した際、同院長は司教の裁判権に服すことを畏れて、その時そこにいたダNSTAブル、ニューナム、ハンティンドン、ブッシュミード修道院の院長たちの助言を受けて自発的に退所し、シトー派の Merivale 修道院へと移った。Caldwell 修道院の修道士会は同日、院長 Eudo の退任の後、ダNSTAブル修道院の副院長であった Walter de Cadendone を選出した。次の日、司教がその選出を確認し、次の被昇天日に聖職禄宛行手続きが為された⁴¹⁾。経理の不正が院長を辞する理由と記されている。Caldwell 修道院も多くの教区教会の聖職禄専有の権利を保有している。司教巡察は修道院内の院長と修道士会との内紛を裁定する機能を果たしていたことが分かる。

もう一つ司教の巡察に逆らう修道院側の態度を示す事例がある。リンカンシアに在るベネディクト派バードニー大修道院 Bardney Abbey の例である。この大修道院はヘンリ1世時代に特許状を得ていたことを根拠に、13世紀になっても免属特権を主張していた⁴²⁾。1244年に修道士から、院長 Walter de Benningworth が借金をしていることが知らされ、グロステストは院長を司教法廷へと召喚し、巡察を行うと警告した。しかし院長は召喚を無視して欠席した。それどころか彼が免属特権を主張したので、リンカンシア大助祭は彼を

司教裁判所への召喚命令を出した。それでも院長は出廷せず、司教は再度彼を喚問しようとした。院長がこれを無視したのでグロステストは彼を破門し、修道院へ司教裁判官を派遣した。ところがバードニーの修道士会が裁判官を締め出した。ここで、カンタベリのクライストチャーチ修道院の修道士会が、大司教位空席時の修道士会の裁判権保有を主張して、リンカン司教とバードニー修道院との紛争に介入して、グロステストを破門した。これに対してグロステストはクライストチャーチ修道院長を破門した⁴³⁾。グロステストは教皇イノセント4世へ書簡を送り、アナーニにいた教皇は、修道士会にグロステストへの破門を取り下げよう命令し、従わなければヨーク大司教とダラム司教が命令を代執行すると述べた。その結果、バードニー大修道院長は解職された⁴⁴⁾。院長の借金は修道士会にとって嫌悪すべき事件として認識されており、司教による巡察はそれを是正する制度とみなされていたことが分かる。

1241年に選出された後、来英していなかったサヴォワ家のボニフェイスが、1245年1月に叙任された結果、大司教不在時の権限代行問題は消えた。

しかし問題は残っていた。バードニー大修道院長が解任された結果、推挙権者である国王は、修道院財産を管理する権利 *custody* を主張して、管理官 William de Compton を派遣し、修道院財産を没収すると宣言した。グロステストは、世俗裁判権が司教の権限に下属するとの想定を根拠に、国王宛にその派遣令状の撤回を求める書簡を書いた⁴⁵⁾。

バードニー修道院問題は、修道院の免属特権と、巡察権を主張する司教の権限とが対立しているという状況を示す事例であるとともに、推挙権を持つ世俗権力と、司教の司牧の任務との上下関係が問われている事例でもある。教皇は司教を後援した。

第2節で取り上げた事例のうち、巡察の結果、院長が解任されて、新院長が司教によって叙任された事例は、上記のコールドウェル修道院の1例のみである。コールドウェルでは、司教役人の R. (おそらくリチャード・マーシュ) が指名した院長候補者が、経理上の不正を犯し、修道士会が不満を述べたので、

司教は修道士会の選出した候補者を承認したのであろう。司教は新院長を指名するほどの改革意欲を示したが、その人選が司教の意図せぬ結果を生んだという事例である。

ダスタブル小修道院では1240年の巡察では、前院長の解任によってではなく、死によって空席となったので、修道士会が選挙を行い、新院長を司教が承認した。修道院巡察では、院長の不正は発見されなかったが、司教の権威を畏れて、修道士の一人が自ら咎を自覚して他院へと退出した。1249年の巡察でも院長ではなく、修道士の一人が、司教の権威を畏れて、自ら他院（シトー派）へと退出した。修道院年代記作者には、司教の権威の大きさが伝わっていた。

バードニー修道院で見られた、司教の叙任権に逆らう修道院長が居たという事例と、その紛争に介入して、グロステストを破門したカンタベリのクライストチャーチ修道士会が存在した事例の歴史的意義は重要である。グロステストの修道院改革が、全ての修道士に同意されていたわけではないという証拠になる。と同時に、大司教不在時にはクライストチャーチの修道士会が、大司教の権限を代行し得るという主張を、教皇が認めなかった結果、グロステストの修道院長解任措置が再確認されたことは、1244年の時点では、カトリック信仰による聖界の一体性が、信仰内容の多様性を抱えつつも、制度としては維持させるべきとみなされていたことを裏書きする。

空位期の修道院財産の管理権 *custody* を推挙権者 *patron* である世俗権力者が保持し、それに基づいて財産を処分し得るという主張には、ラテラン・カノンが反対しているが、その財産の被与者としての修道院長は抵抗し得ていない。グロステストはラテラン・カノンに基づいて、司教の司牧権の俗権全体に対する上位性を根拠として、俗権の主張を退けようとして国王に書簡を送った。1253年1月の教会会議での、グロステストが起草したと言われる司教たちの国王への不満状 *Gravamina* に、その思想は明言されている⁴⁶⁾。

第1節ではグロステストの司教就任後最初の年度に行われた巡察に関係し

て、修道院長が解任された事例を、司教登録簿の記録から探し出した。次に第2節では、ダンスタブル年代記やマシュー・パリスの年代記に取り上げられている司教巡察と、修道院内での紛争との関係を示す事例を、同じ史料から探り出した。その結果判明したことを列挙しておく。

- ・修道院長解任理由は、「ラテラン公会議決議に違反して」或いは「不正な選挙によって」、「カノンに違反して」選出された故に、と記録されている。
- ・選挙権を修道士会が行使し、司教がその結果を追認する場合と、司教がその結果を否認して、自ら推挙する場合とが見られる。
- ・院長としての叙任はカノン法に基づいて司教が行ったが、新院長の叙任を司教が行ったと明示される場合と、手続きに基づいて行われたと記される場合とが併存する。
- ・忌避された院長候補者がグロステストに反抗した例は見られない。
- ・新院長人事では、同じ修道院内部からの「昇進」にあたる例は、ノトリ大修道院の場合だけで、他はすべて他院の役職経験者が移動してきた。
- ・司教巡察は修道院内の院長と修道士会との内紛を裁定する機能を果たしていたことが、コールドウェル修道院巡察の結果から分かる。
- ・修道士会が後任の院長を選出する権利を与え得る推挙権限を持つ俗人領主（国王、諸侯、騎士）であるが、ここで取り上げた事例では、彼らが修道士会に選出権を与えなかった例は存在しない。
- ・バードニー修道院問題は、修道院の免属特権と、巡察権を主張する司教の権限とが対立しているという状況を示す事例であるとともに、推挙権を持つ世俗権力と、司教の司牧の任務との優先順位、或いは上下関係が問われている事例でもある。
- ・空位期の修道院財産の管理権を推挙権者である世俗権力者が保持し、それに基づいて財産を処分し得るという主張には、ラテラン・カノンが反対しているが、その財産の被与者としての修道院長は抵抗し得ていない。
- ・自らの不正を指摘された修道士がその修道院を自ら退去し、逃亡先に選んだ

のはシトー派修道院であった。シトー派修道院は司教の巡察からの免属特権を持っていた。

第3節 第4回ラテラン公会議決議と司教巡察との関係

第4回ラテラン公会議決議の、法制史上の意義については豊富な先行研究があるが、グロステストによる巡察、および修道院長解任との関連についての歴史学的研究は見られない⁴⁷⁾。

司教登録簿 Rolls に記された巡察の記録によれば、修道士会による選挙手続きが、「ラテラン公会議決議」に違反していたという理由で、司教がそれを無効とするという説明が見られる。しかしラテラン公会議決議には、修道士会が後任院長を選出する手続きに該当する条文が見当たらない。選挙手続きに関する条文（第23～26条）はあるが、それらは教会の聖職者の選出に關しての規定であり、修道院長に關するものではない。

それでもグロステストがラテラン・カノンを適用したと主張するからには、いずれかの条文を指しているはずである。選挙に關する条文は上記の第23, 24, 25, 26条だけであり、いずれも司教或いは教会の高位聖職者の後任補充に關する規定である⁴⁸⁾。修道院に關する条文は第12, 45, 55, 59, 60, 61, 64条であり、そこには選挙手続きに關する条文はない。第45条は院長を解任する際に俗人が關与することを禁じているが、選挙手続きに關しては述べていない。司教登記簿の記述を読むと、「後任院長を選ぶ際に、修道士会が選挙する許可を、推挙権者である国王或いは諸侯から得た」と書かれている。もし仮に、俗人から許可を得ること自体をグロステストが問題視して、その選挙を無効として、修道士会が選んだ新院長を司教が認めず、新院長を司教が自ら選び直したとみなすとすれば、第45条が、解任手続きへと適用されたとみなすことも可能かもしれない⁴⁹⁾。この条文には「教会の空席」の他に「修道院の上長の榮譽」の語も登場するので、修道院長の選出と解任にも適用され得るであろう。条文の前半に「空席となった教会のためにふさわしい司牧者が手配されねばならな

い時に」とあることから、少なくとも俗人が修道院長選挙へ介入することを、司教が差し止める際の根拠として、ラテラン・カノン第45条が使われたとは言えるであろう。

コールド・ノートン小修道院長を解任した事例では、司教が新院長候補者を与えていた *dedit* と書かれている。その候補者が、のち院長として認められた *admissus est* と書かれ、付け足して「推挙者の今後の権利は保持される」と注記している。推挙権者である俗人が、修道士会に選挙許可を与えなければ、修道士会は新院長を選出し得ないが、コールド・ノートン小修道院のように、司教が後任者を推挙し、修道士会がその候補者を選挙で選び、司教が院長として叙任し、大助祭が聖職禄を宛がうという手続きが取られた。推挙されたい人物が俗人推挙権者の援助を得て、修道士会に自分を選挙させるという手段を採らないようにと第25条に規定されていることから、俗人は推挙権を通じて修道院人事に介入し得たが、それはカノンで禁じられた。しかし公会議は俗人との対決を避け、俗人が推挙権を行使することは、今回は司教によって妨げられたが、推挙権者の権利はそのまま保持されることを司教が確認したと読める。同様の例であるセイント・フリーデスウィーダ小修道院、ノトリ小修道院、ブラッドウェル小修道院の場合には、俗人の権利確認は付記されていない。

ボーン大修道院の後任選挙の事例では、選挙許可を得て修道士会が選んだとあり、ここでも俗人の介入が、グロステストによって司教が選挙を無効とする理由として使われたことになる。第25条の事例は実際に生じていた。レスタ大修道院、ミッセンデン大修道院の例も同様である。すると俗人による選挙許可自体が、ラテラン・カノン違反とみなされたと、史料を解釈するべきであろう。

グロステストが修道士会の選挙を無効とした理由について、第45条適用と並んでもう一つの可能性は、第12条の規定の拡大解釈である。第12条は長文で、修道会の総会と内部巡察制度を確立し、それらが自浄作用を果たせるよう公会議で決定するという主旨の条文である⁵⁰⁾。すなわち修道院に対する指導権が司教にあることを前提にしたうえで、各修道会は3年に1回総会を開催し、改革

や戒律の遵守について討議し、「教皇庁に代わって」各修道院を巡察する人物を任命することを決めている。その人物たちは、改革の必要な事項を発見したり、管理能力を欠く修道院指導者を見つけた場合には、司教に通告することを決め、「律修参事会員たちがこのことを彼らの手順に従って監視するよう望み、命じる」と規定している。彼らによって解決され得ない場合には教皇庁の裁判へともちこまれるべきであることも規定されている。司教が各司教区内の修道院を日々監視し、内部巡察者の巡察時に修正の必要が無いように配慮せよと命じている。というのは、「守護者、保護者、代官、指導者や参事会員、有力者や騎士、或いはその他の者たちが、人においても財産においても修道院を侵害しようとしないう、有無を言わず教会罰によって抑制するように」と、司教に命じているからである。異端に対する司教の巡察権は第3条において明記されているが、修道院に対する司教の管理権は第12条で規定されていると言っ
てよい。

2通りの可能性のうち、ラング Lang はラテラン・カノンへの抵触説を採っている⁵¹⁾。しかし彼女はカノンの条文を特定してはいないし、判断根拠も示していない。

修道院長の選出に特定してはいないが、ラテラン・カノン第25条は、聖職者が世俗権力の援助を受けて選出されることを禁じている⁵²⁾。グロステストの巡察によって解任された修道院長たちが、世俗権力者である推挙権者から個人的援助を受けていたのか否か、についての情報は、先行研究によるこれまでの調査では判明していない⁵³⁾。修道士会による院長の選挙において、選ばれる意欲を持つ人物が、世俗の有力者である推挙権者の援助を何らかの方法で得て、推挙されて選挙が行われ、司教がその選挙結果を追認すると、ラテラン・カノン第26条が心配するような不適切院長が登場する結果を招きかねない。第12条の規定を生かすなら、司教が普段から修道院を監視し、指導者=院長が不適切な管理をしていないかを確かめ、巡察時に不適切者を排除し、世俗の推挙権者を抑制するよう規定する必要があった。このように条文を解釈すれば、1236年の

巡察でグロステストが「ラテラン・カノンに違反して」と述べた場合の条文は第12条であったということが出来る。

このように考えると、グロステストの巡察と、不正な院長の解任によって、問題とされているのは聖職推挙権 *advowson* であり、利益侵害を受けるのは世俗の推挙権者 *patron*、すなわち国王、諸侯、領主たちということになる。これはグロステスト一人の問題というよりも、ラテラン公会議を主宰したイノセント3世とローマ教皇庁の、対世俗権力者政策、西欧カトリック世界における教権と俗権の位置づけをめぐる論点であるともいえる。

第4節 アウグスティヌス派律修参事会系修道院への巡察

聖職推挙権問題とともに、グロステストの巡察が提起するもう一つの問題がある。サザンが指摘するように、司教就任直後の巡察でグロステストは、他の修道院と比べてアウグスティヌス派律修参事会系修道院の院長を多く解任している⁵⁴⁾。サザンはその理由を記していない⁵⁵⁾。研究史を見ておく。19世紀末の著作でステイヴンソンは、修道会自身の内部巡察制度は機能しているか否かを調べ、アウグスティヌス派律修参事会系の修道院では、それが不十分であったとみなしている⁵⁶⁾。同様の理由付けはチャーニーやラング、オーウェンにも見られる⁵⁷⁾。アウグスティヌス派律修参事会の総会に関する記録を収集したソールタ *Salter, H. E.* は司教による巡察が、修道会自身の内部巡察の不徹底さを補う役割を果たしたとみなして、リンカン司教の修道院巡察を実例として挙げている⁵⁸⁾。ソールタによればこの会派も内部巡察の制度を持っていたが、機能しておらず、グロステストは司教として巡察によって規律を遵守させる必要を感じたから、この会派の修道院を巡察したとみなしている⁵⁹⁾。シトー派は内部巡察制度が機能していたとラテラン・カノン第12条でも言及されていたし、ベネディクト派のセント・オーバンズ修道院は免属特権を持っていたから、司教は巡察し得なかったのに対して、アウグスティヌス派律修参事会系の修道院には免属特権が無く、上記の第12条でもこの会派の修道院に内部巡察の実行を求め

ていることから、その結果を監視する司教には巡察する理由があった。

ここでは第1節で調べた1235～36年の巡察において、修道士会による選挙が、世俗の推挙権者による介入のもとに行われたのか否かを調べてみる。1235～36年の巡察によって院長が解任された修道院のうち、修道士会に世俗領主が選挙許可を与えた事例のうち、推挙権者が国王の例はレスタ、アウストン大修道院と、セイント・フリーデスウィーダ小修道院の3例である。大諸侯のそれは、ペムブルック伯が推挙権者であるノステル小修道院のみである。バロンは3例で、Hugh de Wake（ボーン）、Joanna de Saunford（ミッセンデン）、William of Fitz Hamon（ブラッドウェル）が推挙権者である。残り4例は記載がない。

このうちペムブルック伯 Gilbert Marshal は1234年に反乱で死んだマーシャル家のリチャードの兄弟で、イングランド各地に封土を有しているもので、リンカンシア在住の家系ではない。Hugh of Wake は伯に次ぐ大土地所有者で、国王からも大諸侯からも封土を保有している⁶⁰⁾。保有権に関する訴訟の記録が国王封緘勅書録や国王開封勅書録に残されている。その中にはボーン修道院に関する訴訟もある⁶¹⁾。Joanna de Saunford は Hugh of Saunford の妻であり、中規模のバロンである⁶²⁾。夫の Hugh は1235年時点では亡くなっており、彼の魂の救済のために、ミッセンデン修道院へ毎年50^ソを寄進する旨の許可が、1233年に国王から与えられている⁶³⁾。妻の Joanna de Saunford に関しては娘の結婚の許可料として20^ソなどを納める旨の許可が、1236年にシモン・ド・モンフォールのとりなしで与えられている⁶⁴⁾。William fitz Hamon もバロンで、リンカン、バキングム、ノーサムプトン各州に土地保有している⁶⁵⁾。1235年当時のことではないが、1247年にはポンティニーへの巡礼に参加する旨の許可を国王から得ている⁶⁶⁾。

彼らが修道院へ寄進する理由をめぐっては、魂の平安を祈るためなどの宗教的理由が挙げられているが、それだけでは無かった。小規模土地保有者である騎士が修道院へ封土の一部を寄進することによって、封主への軍事奉仕義務を

少なくするという「脱税」効果が意図されていたことは学界では周知の事実である。と同時に、修道院への推挙権を通しての、院長人事に関する介入の根拠を得たり、身内を聖職者とする時の手掛かりを得たりする根拠にもなった。修道院周辺住民の中での騎士家系の存在意義を高める効果も持ち得た⁶⁷⁾。

世俗の推挙権者からの修道院の内部行政や財政運営への介入を、修道院はどう受け止めていたのか。リンカンシアのアウグスティヌス派律修参事会系修道院に関する実証研究が無いが、Fizzard による南西英の Plympton Priory に関する実証研究では、修道院が、俗人からの介入を、推挙権者であるエクセタ司教の助けを借りて、かわしていた事例が紹介されている⁶⁸⁾。おそらくこれは一例であり、その反対の事例もあったと思われる。

グロステストの修道院巡察が、修道会の規律の緩みを修正したり、世俗化を防止することを主眼とするという見方は、一面的である。巡察には世俗推挙権者による修道院内部人事への介入を阻止するという目的があったことを、登録簿から読み取り得る。グロステスト自身の神学観や司牧観が独り歩きして、自説を修道院へ押し付けたという解釈よりも、根拠を第4回ラテラン・カノンに置いていることから、西欧カトリック世界の信仰の一体性を確保するという教皇イノセント3世の方針を、イングランドに導入するという意図を読み取るという解釈が成り立ち得ることに注意すべきであろう。

結 論

前稿で研究史を回顧して、次稿で論じるべき論点は修道院による教区教会収入を取得する権利 appropriation を通しての教区教会収奪を、グロステストが巡察で咎めた結果、院長を解任したのか否かを調査することである、と述べた⁶⁹⁾。しかし本稿で巡察事例を調査した結果、院長解任理由として掲げられているのは、appropriation 関係は皆無で、修道会の規律違反にも触れておらず、書かれているのは、ラテラン・カノンに違反しての修道士会による院長選出であることが判明した。これは院長自身の咎というよりも、推挙権者である世俗

権力（国王と諸侯）の介入を、ラテラン・カノン第25条の規定を根拠に、グロステストが問題にしているということを意味する⁷⁰⁾。

アウグスティヌス派律修参事会の内部巡察が不十分で、規律違反を取り締まり切れていないから、司教巡察で問題を解決したという解釈（ラング Lang 説）を採るなら、違反した修道士がシトー派へと逃げたというダンスタブル修道院の2つの例を説明できない。逃亡した修道士たちは「司教の怒りを懸念して、自発的に」退去したと書かれていることから見て、自身の世俗的行動がグロステストの理想にそぐわないことを自覚していた。グロステストは自身が推挙した院長が、その後不正を犯したとして追放した⁷¹⁾。司教巡察は不正な修道士への脅しにはなったが、戒律違反がはびこる状況を是正することはできなかった。一方、免属特権を持つセント・オーバンズ修道院（ベネディクト派）や、内部に巡察制度を持つシトー派などへの司教巡察はなされなかった。グロステストは巡察に関しては、教皇によるラテラン公会議における決定を覆そうとはしていない。つまりイングランド教会や修道院の改革は、グロステスト個人の独断や、個人的神学観の結果としてではなく、西欧カトリック世界の信仰共同体を形成維持するという教皇庁の構想に沿った、普遍的方針であった。

世俗権力者による聖職推挙権 *advowson* を行使しての修道院への介入についても、前稿で論点とした。グロステストは巡察では確かにこの論点を堅持した。世俗権力者の推挙権そのものを、司教は否定し得ないということも司教登録簿に書かれている。ラテラン公会議の権威に基づいて、推挙権そのものを否定したのではない。聖俗の対決ではなく共存を維持しつつ、世俗権力者による聖界の権威への侵害を阻止し得た⁷²⁾。彼による院長の解任はその後も覆されなかったから、ラテラン・カノンの適用は司教の裁判権の範疇にあると世俗権力も認めたことになる。1235年のグロステストの巡察と、不正な選挙で選ばれた院長の解任、そして次の院長の司教による選任は、その後国王ヘンリ3世によっても追認された⁷³⁾。バードニー修道院や、セイント・フリーデスウィーダ修道院の例のように、司教による院長解任の後、修道士会が司教を破門すると

いう教会裁判権の範囲内での紛争が生じたとき、教皇の権威で司教の主張が認められた。つまりグロステストによる院長解任は覆されなかった。仮に修道士会が世俗権力者の示唆を受けて行動していたとしても、その介入は阻止された。これ以後グロステストに関しては同種の事例は見られないので、一事不再理と言える状態が生じた。

俗人領主は聖職推挙権を利用して、修道院へ寄進した自己の封土を、あたかも世俗封であるかのように自己の身内の司祭職の聖職禄とみなしたり、相続、売却の対象とした。その際最高封主としての国王が、紛争解決を口実に手続きに介入した。司教はこれら一連の世俗権力者による寄進地の取り扱いによって、修道院の脱俗性が奪われることを懸念し、巡察を通じて俗権介入を阻止しようとした。その目的は聖職者の司牧活動を通しての、カトリック信仰の俗人信徒への浸透を図ることにあった。

注

- 1) 拙稿「13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察」『関西大学文学論集』72-4, 2023年, 1-28頁。
- 2) 拙稿「シモン・ド・モンフォール研究の現在」『関西大学文学論集』67-4, 2018年, 30-45頁。
- 3) *Annales Monastici*, iii, Rolls Series, ed., Luard, H. R., (*AM*, hereafter) 1866, p. 143.
- 4) Stevenson, F. R. S., *Robert Grosseteste bishop of Lincoln*, London, 1899, p. 131 や, Southern, R. *Robert Grosseteste*, Oxford, 1986, 1992, p. 260n では綴り字が現代風に改められている。
- 5) Southern, *op. cit.*, p. 260n.
- 6) 出典は Bodleian Library, Tanner MS, 166, の Thornton 年代記である。
- 7) Matthew Paris, *Chronica Majora*, iv, ed. Luard, 1878, pp. 579-80.
- 8) *canonice* は「カノン法に基づいて」とも、「ラテラン公会議決議に基づいて」とも訳せるし、アウグスティヌス律修参事会の修道院の場合には、その修道士をカノンと呼ぶので、「修道会の修道士によって」とも訳せる。ここでは、他の修道院でも同じ語句が用いられていることを考慮して、「修道祭祀者」の訳を避ける。
- 9) 原文書は英国リンカンにあるリンカンシア文書館 Lincolnshire Archives Office, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/ml.d. に在る。その刊本は 2 種類あり Hoskin, P., *Robert*

Grosseteste as Bishop of Lincoln, The Episcopal Rolls, 1235-1253, LRS, 2015, no. 538; Divis, F. N., *Rotuli Roberti Grosseteste Episcopi Lincolniensis*, Lincolnshire Record Society, (LRS hereafter), 1913, p. 11. である。このロルはもとはリンカン大聖堂文書庫に保管されていたが、20世紀初めまでにはリンカンシア文書館に移された。筆者はリンカンシア文書館に赴いて、マニュスクリプトを参照しようとしたが、一般公開はしていないとのことで、マイクロフィルムを貸与された。そこで、Davis 版と Hoskin 版の2種類の転写公刊版と対比しながら、マニュスクリプトを読み転写した。Davis 版は原文書がマイクロフィルム化される以前の版で、羊皮紙の1葉目の表面の転写の後、その裏面を転写するという要領で編集されている。Hoskin 版はマイクロフィルム化されて以後の転写で、大助祭区ごとに纏められた羊皮紙の群を、1枚目の最下部に2枚目の最上部をつなぎ合わせるという要領で作られたマイクロフィルムの状態を、そのまま踏襲している。どちらの刊本も原文を全訳したものではなく、定型部を簡略化して転写している。

- 10) *Heads of the Religious Houses*, (HRH, hereafter), ii, 341; *Victoria County History, Lincolnshire*, (VCH, hereafter), vol. 2, p. 178 には Willam de Rippon と記されているが、HRH, ii はこれを間違いとみなす。
- 11) Lincolnshire Archives Office, DIOC/ROLLS/GROSSEESTE/5, m1 である。刊本は2種あり、Davis, F. N., *Rotuli Roberti Grosseteste Episcopi Lincolniensis*, LRS, 1914, p. 385 と、Hoskin, P., *Robert Grosseteste as Bishop of Lincoln, The Episcopal Rolls, 1235-1253*, LRS, 2015, no. 1328 である。本稿では主として Hoskin 版を使用した。この件では別にグロステストの書簡 No. 55 (Mantello and Goering, ed. *The Letters of Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln*, Toronto, 2010, p. 196) や、Strawley, J. H., 'Grosseteste's Administration of the Diocese of Lincoln', in Callus, D. A., *Robert Grosseteste*, Oxford, 1955, pp. 153-5, また *Victoria County History, Leicestershire*, vol. 2, pp. 13-19 にも言及がある。
- 12) 選出許可は1235年9月16日付。Grossteste, *Letters*, ed. Mantello & Goering, no. 55, n1, & n2; Luard, *Epistolae*, pp. 169-71.
- 13) *Leicester Abbey*, ed. by Joanna Story, Jill Bourne and Richard Buckley, The Archaeological and Historical Society, Leicester, 2006, No. 55, 1239/45: Original は The National Archives (TNA, hereafter) C53/45; Charter Rolls, 36 Hen III, m21. その刊行物版 *Calendar of Charter Rolls, 1226-57*, p. 408. No. 58, Woodland の寄進。その他 *Second Leicester Cartulary*, Leicester; TNA, C56/16, Confirmation Roll, 3, Hen VII, m19; Bodl., misc. 625, f5v.
- 14) *VCH, Leicestershire*, London, vol. 2, 1954, pp. 13-19.
- 15) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSEESTE/5, m1; Hoskin, *op. cit.*, no. 1344; Davis, *op. cit.*, p. 388; *Ann. Osney, Annales Monastici*, iv, p. 83; *Cal. Pat. Rolls, 1232-47*, p.

- 151; *HRH*, ii, p. 442. Hoskin も *HRH* も新院長 Richard の名は、司教登録簿原本には記されていないとみなしている。Hoskin, *op. cit.*, p. 265n.
- 16) 東京大学クリオの会編、藤崎衛監訳、「第四ラテラン公会議（1215年）決議文翻訳」、『クリオ』29, 2015年, 105-107頁。
- 17) *VCH, Leicestershire*, vol. 2, pp. 21-23.
- 18) Hoskin, Davis 版ともに記載がない。
- 19) *HRH*, ii, p. 405. ダンスタブル年代記の記述が紹介されているのみである。
- 20) *HRH*, ii, p. 375.
- 21) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/3, m1; Hoskin, *op. cit.*, p. 195; Davis, *op. cit.*, p. 447; *HRH*, ii, 370. 認証日の考証（1241年から1248年まで）について複数の根拠が挙げられている。
- 22) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/3, m1; Hoskin, *op. cit.*, no. 1003, pp. 194-5; Davis, *op. cit.*, 446; *HRH*, ii, p. 444.
- 23) *HRH*, ii, p. 444. *Calendar of Entries in the Papal Registers Relating to Great Britain and Ireland*, ed. Bliss, W., i, p. 163. 選出許可は *Calendar of Patent Rolls, 1232-47*, (*CPR* hereafter) p. 117.
- 24) Stevenson, *op. cit.*, pp. 131-2, 147, 162-3.
- 25) *CPR*, 1232-47, p. 135
- 26) Bliss, *op. cit.*, i, p. 163. Pegge, *Life of Grosseteste*, 1793, p. 48（インターネット NII-REO でアクセス可能）; Luard, *Epistolae*, introduction, p. 38 にも同じ内容が説明されている。1236年には国王が St. Friedewide's 小修道院の在るオクスフォードに滞在していた。
- 27) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/7, m8d; Hoskin, *op. cit.*, No. 1867; Davis, *op. cit.*, p. 343.
- 28) Hoskin, *op. cit.*, no. 1862.
- 29) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/7, m1d; Hoskin, *op. cit.*, no. 1868; Davis, *op. cit.*, p. 343.
- 30) Stevenson, *op. cit.*, p. 152; Luard, *Epi.*, L85.
- 31) Hoskin, *op. cit.*, no. 1766; Davis, *op. cit.*, p. 355; *HRH*, ii, 424.
- 32) Missenden 修道院長の1236年の選挙については無いが、1240年のグロステストの書簡に修道士会の選挙の言及がある。Luard, *Epi.*, no. 85, Mantello & Gorer, *op. cit.*, pp. 287-289, n1.
- 33) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/7, m8d; Hoskin, *op. cit.*, no. 1870; Davis, *op. cit.*, p. 344; *HRH*, ii, 24.
- 34) ダンスタブル年代記の成立に関する考証については、下記を参照した。Cheney, Ch., 'Notes on the Making of the Dunstable Annales, AD33 to 1242', in *Essays in Medieval*

History presented to Bertie Wilkinson, ed. Sandquist and Powicke, 1969, Toronto, pp. 79–98.

- 35) Stevenson, *op. cit.*, pp. 153–4; *Chronica Majora*, v, p. 414; Luard, *Epi.*, p. 48.
- 36) Stevenson, *op. cit.*, p. 162; *Chron. Maj.*, v, p. 226.
- 37) Stevenson, *op. cit.*, pp. 162–4. Davis, *op. cit.*, 27. 1248年, リンカンシアに在るベネディクト派 Minting 修道院の院長は, 戒律違反を犯した修道士を破門したグロステストに抗議して, 修道士に対する破門権は, 母修道院である仏の Marmoutier-les-Tours の院長が持つと主張したが, 教皇はそれを退け司教であると回答した。Bliss, *op. cit.*, p. 257. Bliss は Minting と Tykeford near Newport Pagnell 修道院とを混同していると, *HRH*, ii, p. 178 は書いている。
- 38) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSTETSTE/6, m3; Hoskin, *op. cit.*, no. 1622; Davis, *op. cit.*, p. 319.
- 39) *AM*, iii, p. 152.
- 40) *AM*, iii, p. 178.
- 41) Lincolnshire Archives, DIOC/ROLLS/GROSSETESTE/6, m4; Hoskin, *op. cit.*, no. 1642, & no. 1681; Davis, *op. cit.*, p. 377; Stevenson, *op. cit.*, pp. 154–5; *HRH*, ii, p. 376. 司教登録簿には次のような記載が残る。「Eudo は Caldwell 小修道院長として叙任された。指名したのは司教役人の Master R. Marisc. であり, 同 Master による修道士 Thomas de Kerdington の選出を破棄してのことである。理由は Thomas の個人的欠点, すなわち視力低下, 麻痺, 老齢, 学識不足である。ベドフォード大助祭により聖職禄宛行。」Hoskin, *op. cit.*, no. 1642. しかしその Eudo はすぐに辞任した。「ダNSTAPルのサブ・ブライアであった修道士 Walter de (欠損) が Caldwell 小修道院長として叙任された。同修道院の修道士会によって選出されていた。ベドフォードの大助祭によって聖職禄宛行」Hoskin, *op. cit.*, no. 1681. Eudo の解任理由は司教登録簿には記載されていない。
- 42) Stevenson, *op. cit.*, p. 155; *Chron. Major*, iv, pp. 245, 257–8; Dugdale, W., *Monasticon Anglicanum.*, 1693, London, i, p. 624.
- 43) *AM*, iii, p. 161.
- 44) *Chron. Major*, iv, p. 111; Luard, *Epi.*, L110; Bliss, *op. cit.*, i, p. 209. アダム・マーシュの書簡にも, この件が扱われている。*Mon. Francisc.*, i, ed., Brewer, (Rolls Series), 1858, pp. 211, 219.
- 45) Stevenson, *op. cit.*, p. 160; Luard, *Epi.*, L102. 空位期に世俗諸侯の財産管理権が生じた事例は, 1242年 Godstow 女子修道院の場合にも見られる。Stevenson, *op. cit.*, p. 164; Davis, *op. cit.*, pp. 471, 491, 504; *CPR.*, 1232–47, p. 268; *CPR.*, 1247–58, p. 12.
- 46) 拙稿「1253年グロステストの *Gravamina*」『關西大學文學論集』69–4, 2020.
- 47) 参照したのは例えば, Pennington, K., and Hartmann, W., ed., *The History of Courts and*

Procedure in Medieval Canon Law, The Catholic University of American Press, Washington D.C., 2016. 特に、第 1, 3, 4, 6, 8, 10 章が本稿の内容に関連する。司教巡察については、第 8 章 Donahue Jr, Ch., *The Ecclesiastical Courts: Introduction*, pp. 253-256 が詳しい。また次をも参照。Helmholtz, R. H., *The Oxford History of the Laws of England, vol.1, The Canon Law and the Ecclesiastical Jurisdiction from 597 to the 1640s*, Oxford, 2004, 2012, 特に第 3, 9 章。

- 48) 第24条には次のように書かれている。本稿では藤崎衛監訳「第四ラテラン公会議（1215年）決議文翻訳」『クリオ』第29号、2019年、p. 106を使用する。

「何者かが考案しようと企てる様々な選挙選挙の形式の故に、空位となった教会に多くの障害が生じ、大きな危機が差し迫っているため、我々は以下のように定める。選挙が行われる時には、出席しなければならず、出席することを望み、適切に出席することのできる者全員が臨席するなか、一団の中から信頼に足る者三人が採用され、彼らが秘密裏に且つ個別にすべての（候補者についての）希望を調査すべきである。そしてそれらの記録をまとめてすぐに公開し、…全ての者、或いはより多くの者より健全な者たちが同意を与えた者が選出されるようにすべきである。…前述の形式に背いて選挙を行おうとする者は、その時には選挙権を奪われるべきである。このことについて、必要であれば宣誓によって保証し…。我々は秘密の選挙を棄却し、選挙が行われると直ちに厳粛に公表されることを定める。」（下線部筆者。以下同）

- 49) ラテラン・カノン第45条の規定は、藤崎監訳によれば次のようになる。

「ある管区では教会の保護者、守護者、および代官があまりに傲慢になっており、空席になった教会のためにふさわしい司牧者が手配されねばならない時に困難と悪意を与えるだけでなく、意のままに教会の占有地と他の財産を侵害するほどであり、また…高位聖職者の殺害に及ぶことを恐れないほどである。それゆえ…今後は保護者、守護者、ないし代官が先述のことに関して、法において許されているより多くの権利を行使することを我々は明確に禁じる。…教会法の厳格さによって最も厳格に束縛されるべきである。さらに我々は…以下のように定める。すなわち保護者、守護者、封臣、代官や他の聖職禄受領者が、忌まわしき暴挙によってある教会の指導者やその教会の他の聖職者を自身ないし他の者たちを通じて敢て殺害するか不具にする場合、保護者は保護権を、守護者は守護権を、封臣は封を、代官は代官職を、聖職禄受領者は聖職禄を完全に失うべきである。そして過ちの告が処罰の記憶より早く消えないように、彼らに赦免が下されない限り、先述のものから何も相続人の手に渡るべきではないのみならず、…また修道院の中であらゆる上長の荣誉も得るべきではない。」 pp. 113-114.

- 50) 藤崎監訳、95頁。

- 51) Lang, *Bishops and Reform*, Oxford, 1934, pp. 138-139. 修道院長選挙が^g contra formam concilii Laterani 「ラテラン・カノンに違反しているため」の故に、選挙そのものが破棄

され、グロステストが院長を解任した例が挙げられている。*Rot. Rob. Grosseteste*, Davis, pp. 11, 32, 72, 88, 104, 111, 205, 388, 471. うち6例は女子修道院。R. Gravesend 司教も6例。うち女子修道院は1例。*Rotuli Ricardi Gravesend*, ed. Davis, F. N., Canterbury and York Society, 31, Oxford, 1925, pp. 12, 23, 27, 100, 172. これ等の解任理由は「選挙がカノンに違反していた」のことであり、司教自らが院長を推挙した、とある。グロステストは自らの書簡において、「国王の修道院における選挙で公会議の権威を流用して任命していたので、その選出を破棄した」と、或る怒っている推挙権者に宛てて語った。Lang, p. 139; *Epistolae*, XXX. (L33), pp. 116-117. Mantello and Goering, *Letters*, pp. 142-4. しかしラングは、ラテラン・カノンの第何条が適用されたのかを語っていない。理由として彼女が挙げるのは「戒律違反」、「世俗化」であり、特定の時代やグロステスト特有の理由ではない。

- 52) 「教会法上の自由に反して世俗の権力の乱用を通して行われる自身の選挙にあえて同意する者は誰であれ、その選出から得た利益を失い、(選挙で)選出されなくなり、赦免なしにはどの役職にも選出され得るべきではない。また、法そのものによって当然に我々が無効であると定めるところの、このような選挙を敢えて行う者たちは、3年間職務と聖職禄を停止され、その間選挙権を剥奪されるべきである。」藤崎監訳, p. 106.
- 53) Owen, D., *Church and Society in Medieval Lincolnshire*, Lincoln, 1971; Platts, G., *Land and People in Medieval Lincolnshire*, Lincoln, 1985.
- 54) この会派については小野賢一「聖堂参事会の律修化に関する霊性と制度の接合をめぐる諸問題」『藤女子大学キリスト教研究所紀要』13, 2012, 67-81頁を参照した。また初期の律修道士共同体がその後共住修道院へと貴族を変えていく事例について、北館佳史「12世紀末のフォンテーヌ・レ・ブランシュ修道院の歴史叙述」『人文研紀要』中央大学人文科学研究所, 101号, 2022年, 1-28頁を参照した。
- 55) Southern, R. W., *Robert Grosseteste*, Oxford, 1986, p. 260, n. Bradwell 小修道院長以外は、すべてアウグスティヌス派律修参事会系修道院である。
- 56) Stevenson, *op. cit.*, pp. 147-151.
- 57) Cheney, Ch., *Episcopal visitation*, 1931, pp. 50-51; Lang, J. *The Reform Work of Episcopate*, Oxford, 1934, pp. 138-143; Owen, D., *op. cit.*, 1971, pp. 75-77.
- 58) Salter, H. E., *Chapters of the Augustinian Canons*, Canterbury and York Society, 1922, xii-xliii.
- 59) イノセント3世は1216年2月にアウグスティヌス派律修参事会にも会派内の巡察を実施するよう命じた、その結果1223年5月6日に二人の聖職者が巡察者に指名された。1220年から1302年の間に17回の総会が開催されたが、欠席者多数で流会したり、何も決議しない総会もあった。会派内巡察で、修道院長が解任された例は皆無であり、司教巡察の際、院内の不正を司教に密告した修道士が、総会で非難された。アウグスティヌス派律

修参事会系修道院総会決議 Statutes は、ベネディクト派のスタテュートと似通っている。Salter, *op. cit.*, ix, xi, xii, xvi, xliii.

- 60) *The Book of Fees*, 3 vols, 1921~31, HMSO, 例えばリンカンシアの保有地については, pp. 549, 650, 1030, 1041, 1042, 1047, 1051, レスタシアの保有地については, pp. 517, 525, 648, 952 参照。
- 61) *Calendar of Patent Rolls, Henry III*, vol. 3, p. 68; *Close Rolls, Henry III*, vol. 3, pp. 336, 517, 519, 520, 529, ボーンに関しては p. 185 (1235年), p. 194 (1235年)。
- 62) *The Book of Fees*, pp. 663, 671, 852, 857, 878, 880.
- 63) *CPR*, vol. 3, p. 36.
- 64) *CR*, vol. 3, p. 10.
- 65) *The Book of Fees*, pp. 159, 186, 521, 524, 950 (Lincoln), 19, 462, 465, 468, 471, 871, 883 (Buckingham), 18, 496, 498, 503, 520, 943, 964 (Northampton)。
- 66) *CPR*, vol. 3, p. 507.
- 67) 例えばリンカンシアに関しては, Platts, G., *op. cit.*, 1985, pp. 17-19.
- 68) Fizzard, A. D., *Plympton Priory: A House of Augustinian Canons in South Western England in the Later Middle Ages*, Brill, 2008, chs. 4 and 9.
- 69) 前掲拙稿「13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察」1-28頁。
- 70) グロステスト書簡11には「ある修道士が、不適格な人物を司祭として推挙した」として非難する事例が見られる。人名、修道院名は記されていない。Letter 11, Luard, *Epi.*, pp. 50-54; Mantello and Gorer, *Letters*, pp. 82-86. そこでは修道士が推挙した人物の不適格性を非難するだけでなく、推挙した修道士の見識の無さを司教が咎めて、修正させるという司牧者の義務が強調されている。院長解任の理由が、その院長の推挙権行使の不適格性であったか否かを特定し得なかった。世俗のパトロンからの示唆を受けて、院長が推挙権を濫用したと、グロステストが見なしたか否かも判明しない。
- 71) Hoskin, *op. cit.*, p. 245.
- 72) ラテラン・カノン第42条は「カエサルのはカエサルに、神のものは神に」を原則とするよう謳っており、教皇庁は聖俗両権の対立をではなく、協働を志向しており、グロステストも世俗権力者に推挙権を残すと明言して、教皇庁の精神に沿った行動を取った。
- 73) *CPR, 1232-47*, pp. 118-119, 120, 135. St Friedewida's 修道院の例を参照。

(本稿作成に当たって、英国リンカン大学の Louise Wilkinson 教授、同大学図書館員の Claire Arrand さん、リンカンシア文書館の職員の方々に、史料利用の便宜を図って頂きました。記して御礼申し上げます。)

(本稿は科学研究費補助金21K00931による研究成果の一部である。)